前 期 高齢者交付金及び後期高齢者医療の国 庫負担金の算定等に関する政令

内 閣は、 高 齢 者 \mathcal{O} 医 療 \mathcal{O} 確保に関する法律 昭昭 和 五十七年法律第八十号) 第三十二条第一 項並びに同法第

含む。 四十 条及び第四 第九十三条、 十四 条第三項 第九十四条第一項、 (これら 規定を同 第九十五条第一項、 法第百二十 匝 「条及びご 第九十六条、 附則第十条 第九十七条第一 にお 1 、 て 準 項、 用す 第九 る場 十八 合を

条、 第九 十九条、 第百条第一項、 第百一条第一項、 第百十六条第一項、 第二項第一号から第四]号ま で、 第三

項、 第五項及び第六項、 第百十七条第一項及び第二項並びに第百四十七条第十項 (同法 附 則第十一条第二項

にお いて準用する場合を含む。) 並びに附則第二条、 第三条第二 項、 第五条、 第六条第一項、 第十条、 第十

条第二 項及び第十四条第二項 か ?ら第 匹 項まで並 び に 健 康 保険法 等 0 部を改正する法律 (平成十八年法律

第八十三号) 附則第百三十三条の 規定に基づき、 こ の 政令を制 定する。

(前期高齢者交付金)

第 社会保険診療報 酬支払基金 (以下「支払基金」という。) は、 毎年度、 保険者に対して高 [齢者 の医

療 の確保に関する法律 (以下「法」 という。)第三十二条第一 項に規定する前期高齢者交付金 (次条にお

いて「前期高齢者交付金」という。)を交付するものとする。

保 険 者 の合併等の場合における前 期 高齢者 交付金及び前 期 高 齢 著納付金等の額 の算定の特 例

第二条 合併若しくは分割により成立 L た保険者、 合併若 しくは分割後 存続する保険者 文は 解 散を した保険

者 \mathcal{O} 権 利 義 務 を承 継 L た保 険 || 者 (以 下 「成立保 険 者等」 という。 に係る合併、 分割 又は 解 散 が 行 わ れ た

年度 (以下この条にお いて「合併等年度」という。) 0) が前期 高齢者交付金及び法第三十六条第一 項に 規 定

する前期 高 齢 者納付金等 (以 下 「前期 高齢者納付金等」という。 の額は、 次の各号に掲げる成立保険者

等の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。 ただし、 合併、 分割又は解散が合併等年度の初 日に行わ れ

たときは、この限りでない。

合併又は 分割 により成立 した保険者 当該保険 者が当該合併によ り消 滅 した保険者又は当該 分割 によ

り 消 滅 L た保 険者若しくは当該 分割 後存続する保険者 から承継 した合併等年 度 0 前 期高 齢 者交付金 に係

る債権の額又は前期高齢者納付金等に係る債務の額

合併後存続する保険者又は解散をした保 険者 \mathcal{O} 権利義務を承継した保険者 次のイ及びロに掲げる額

の区分に応じ、それぞれイ及びロに定める額

1 前 期高齢者交付金 一の額 当該合併又は解散前における当該保険者に係る合併等年度の前 期 高 齢 者交

付 金 0 額に当該合併 又は解散 により 消 滅 L た保険者から承継 した合併 等年度 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 前 期 高 齢 i者交付 金に係

る債権の額を加えて得た額

口 前 期 高 齢 者 納 付 金 等 \mathcal{O} 額 当該 合併又は 解 散 前 に お ける当該保 険 以者に係る る合併等年 度 の前 期 高 齢 者

納 付 金 等 \mathcal{O} 額 に当 該 合併 又 は 解 散 気により 消 滅 L た保険者 いから承知 継 l た合併等 车 度 0 前 期 高 齢 者納 付 金

等に係る債務の額を加えて得た額

金 は 付き 付き できる カンジャイン 名

 \equiv

分割

後存

続

ずる保証

険者

次

0

1

及

び

口

に掲げる額の区分に応じ、

それぞれイ及び

口

に定

8

る

1 前 期 高 齢 者 交付 金 \mathcal{O} 額 当該 分割 前 に お け る当該に 保 険者 に係 る合併等年 度 \mathcal{O} 前 期 高 齢 者 交付 金 \mathcal{O} 額

か 、ら当: 該 分割 によ り 成 <u>\frac{1}{1}</u> L た保険者 が 承 継 L た合併等 车 度 \mathcal{O} 前 期 高 齢 者交付 金 に 係 る 債 権 \mathcal{O} 額 を 控除

して得た額

口 前 期 高 齢 [者納] 付金等の 額 当該 6分割前 における当該保険者に係る合併等年度の 前 期 高 齢 者 L納付⁴ 金等

 \mathcal{O} 額 カン ら当 該 分割 により成立した保険者が承継した合併等年度の前期高 .齢者納付金等に係 る債務 の額

を控除して得た額

前項ただし書に規定する場合における次の表の上欄に掲げる成立保険者等の区分に該当する成立保険者

だし書中 等に係る合併等年度の前 前 々年度の概算前期高齢者交付金 期高齢者交付金の額 一の額」 の算定については、 とある 0) は 同 当該区分に応じ、 表 の中欄に掲げる字句に、 法第三十三条第一 前 々年度 項た \mathcal{O}

確定前 期高 齢 a 者交付⁴ 金 一の額」 とあ る \mathcal{O} は同 表 の下欄に掲げる字句に、 それぞれ読み替えるものとする。

者 名当該合併が行われた年度の前々年 る当該合併社	合併により成立した保険	当該合併により消滅した保険者に係	当該合併により消滅した
(株)	者	当該合併が行われた年度の前々	る当該合併が行われた年度の前
年度の前々年度の概算前期高齢者交 年度の前々年度の概算前期高齢者 た年度の前々年度の概算前期高齢者 た年度の前々年度の概算前期高齢者 た年度の前々年度の概算前期高齢者 た年		の概算前期高齢者交付金の額の	
(年度の前々年度の概算前期高齢者交) 年度が後存続する保険者 と年度の前々年度の概算前期高齢者 た年度の前々年度の概算前期高齢者 た年度の前々年度の概算前期高齢者 た年 で付金の額に当該合併が行われた た保 といっている という といっている といっている という といっている といっている といっている といっている といっている といっている といっている といっている といっている というない といっている といっている といっている といっている という といっている という といっている という といっている という といっている という といっている といっている という		計額	計額
度の前々年度の概算前期高齢者交 年度の付金の額に当該合併により消滅し 交付金年度の前々年度の概算前期高齢者 た年度	合併後存続する保険者	該保険者に係る当該合併が行わ	当該保険者に係る当該合併が行
度の前々年度の概算前期高齢者交 年度保険者に係る当該合併が行われた た保付金の額に当該合併により消滅し 交付		年度の前々年度の概算前期高齢	年度
度の前々年度の概算前期高齢者交 年度保険者に係る当該合併が行われた た保		付金の額に当該合併により消滅	付
度の前々年度の概算前期高齢者交 年度		保険者に係る当該合併が行われ	保
_		度の前々年度の概算前期高齢者	

	付金の額を加えて得た額	付金の額を加えて得た額
分割により成立した保険	当該分割により消滅した保険者に係	当該分割により消滅した保険者に係
者(分割後存続する保険	る当該分割が行われた年度の前々年	る当該分割が行われた年度の前々年
者がある場合を除く。)	度の概算前期高齢者交付金の額を当	度の確定前期高齢者交付金の額を当
	該分割により成立した保険者に係る	該分割により成立した保険者に係る
	当該分割時における加入者の数に応	当該分割時における加入者の数に応
	じて按分して得た額	じて按分して得た額
解散した保険者の権利義	当該保険者に係る当該解散が行われ	当該保険者に係る当該解散が行われ
務を承継した保険者	た年度の前々年度の概算前期高齢者	た年度の前々年度の確定前期高齢者
	交付金の額に当該解散により消滅し	交付金の額に当該解散により消滅し
	た保険者に係る当該解散が行われた	た保険者に係る当該解散が行われた
	年度の前々年度の概算前期高齢者交	年度の前々年度の確定前期高齢者交
	付金の額を加えて得た額	付金の額を加えて得た額

前項の規定は、 同項の表の上欄に掲げる成立保険者等の区分に該当する成立保険者等に係る合併等年度

の翌年度 の前 期 高齢者交付金の 額 の算定について準用する。 この場合において、 同表中 前 々年度」 とあ

るのは、「前年度」と読み替えるものとする。

4 成立 保 険者等に係る合併等年度 の翌々 年 度 \mathcal{O} 前 期 高齢 者 立交付: 金 \mathcal{O} 額 の算定に つい ては、 次 0 表 \mathcal{O} 上 欄 に

掲げ る成立 保 険者等の 区分に応じ、 法第三十三条第一 項ただし 書中 前 Þ 年 度 \mathcal{O} 概 算 前 期 高 齢 者 交 分付 金 \mathcal{O}

「前々年度の確定前期高齢者交付金の額」

とあるの

は

同表

 \mathcal{O}

額」

とあるのは

同表の中欄に掲げる字句に、

下欄に掲げる字句に、 それぞれ読み替えるものとする。 ただし、合併、 分割又は解散が合併等年度の初 日

に行われたときは、この限りでない。

前期高齢者交付金の額を加えて得た	当該保険者に係る当該合併が行われ	合併後存続する保険者
係る当該合併が行われた年度の確定	算定された額の合計額	
に当該合併により消滅した保険者に	期高齢者交付金として当該合併前に	
た年度の確定前期高齢者交付金の額	る当該合併が行われた年度の概算前	
当該保険者に係る当該合併が行われ	当該合併により消滅した保険者に係	合併により成立した保険

時における加入者の数に応じて按分	額	
より成立した保険者に係る当該分割	る加入者の数に応じて按分して得た	
前期高齢者交付金の額を当該分割に	した保険者に係る当該分割時におけ	
係る当該分割が行われた年度の確定	算定された額を当該分割により成立	
に当該分割により消滅した保険者に	期高齢者交付金として当該分割前に	者がある場合を除く。)
た年度の確定前期高齢者交付金の額	る当該分割が行われた年度の概算前	者(分割後存続する保険
当該保険者に係る当該分割が行われ	当該分割により消滅した保険者に係	分割により成立した保険
	された額を加えて得た額	
	齢者交付金として当該合併前に算定	
	該合併が行われた年度の概算前期高	
	合併により消滅した保険者に係る当	
	て当該合併前に算定された額に当該	
額	た年度の概算前期高齢者交付金とし	

	解飲を)こ呆食旨こ系る当亥解散が	
に当該解散をした保険者に係る当該	て当該解散前に算定された額に当該	
た年度の確定前期高齢者交付金の額	た年度の概算前期高齢者交付金とし	務を承継した保険者
当該保険者に係る当該解散が行われ	当該保険者に係る当該解散が行われ	解散した保険者の権利義
	分して得た額	
	の数及び当該分割の時期に応じて按	
	者に係る当該分割時における加入者	
	保険者及び当該分割後存続する保険	
	された額を当該分割により成立した	分割後存続する保険者
	齢者交付金として当該分割前に算定	より成立した保険者及び
た年度の確定前期高齢者交付金の額	該分割が行われた年度の概算前期高	ある場合における分割に
当該保険者に係る当該分割が行われ	当該分割後存続する保険者に係る当	分割後存続する保険者が
して得た額を加えて得た額		

金として当該解散前に算定された額 行われた年度の概算前期高齢者交付 を加えて得 た額 |者交付金の額を加えて得た額

5 第二 項 \mathcal{O} 規 定は、 第 項ただし書に規定す んる場 合に お け る第二項 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 上 欄 に掲 げ る成立 保 険 者等 の区

分に該当する成立保険者等に係る法第三十六条第一 前 (高齢者納付金」という。) の額の算定について準用する。この場合において、 項に規定する前 期 高齢者納付金 (以下この 第二項中 条に 「第三十三 お いて

期

条第一項ただし書」とあるのは 「第三十七条第一項ただし書」と、 概算前期高齢者交付金」 とあるのは

概 算 前 期 高 齢 者納 付金」 ۲, 「確定前期高 齢者交付金」 とあるのは 「確定前期高 齢者納付金」 と読み替

えるものとする。

6 第三 項 \mathcal{O} 規 定は、 第二項 0 表 の上 欄に掲げる成立 保険者等の区分に該当する成立 保険者等に係る合併

年 度の翌年度 0 前 期 高 齢 .者納付金の額の算定について準用する。この場合において、 第三項中 「前 [項] と

あるのは 「第 五 項にお いて準用する前項」と、 「同項」 とあるのは 「第五項において準用する前項」 と読

み替えるものとする。

7 用 でする。 第四 項 この の規定は、 場合にお 成立保険者等に係る合併等年度 いて、 同 項中 「第三十三条第一 \mathcal{O} 翌 項ただし 々年度の前 書」 とあるのは 期高 計者納? 付金 「第三十七条 0 額の 算定につ 第一 項ただし **,** \ て準

概 算 前 期 高 齢 者交付 金 とあ る \mathcal{O} は 「概 算 前 期 高 齢 者納 付 金 と 確 定前 期 高 齢 者 ^L交付: 金

とあ る \mathcal{O} は 確 定 前 期 高 齢 者 納 付 金 と読 み替えるも 0

前 期 高 齢 者 納 付 金等 及 Ű <u>延</u> 滯 金 \mathcal{O} 徴 収 \mathcal{O} 請 求

第三条 法第四 十四条第三 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に よる前期 高 齢 者納付金等及び延滞金 (法第四十五条に規定する延滞金

を ただし、 . う。 厚生 \mathcal{O} 徴 一労働-収 の請 大 臣 求 は、 の指定する保 当該保険者の主たる事 険 者 に係 る当 7該請: 務所 求 \mathcal{O} は、 所在 地 厚生労働大臣に対して行うも \mathcal{O} 都 道 府県 知事 に 対 して行うものとする のとする。

玉 \mathcal{O} 後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費 E 対 す る負 担 金 等 \mathcal{O} 額

第四 条 法第. 九十三 一条第 項 \hat{O} 規定に ょ り、 毎 年 度 玉 が 法第 匝 + 八条に 規定する後期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合

以下 「後 期 高 齢 者医療 広 域 連合」という。 に 対 して負担する額 は、 各後 期 高 齢 者 医 療広 域 連合に いつき、

当該 年度にお ける被保 険者に係る療 養 の給付り に 要した費用 の額 から当該 給付に係 る 部 負 担 金に 相当する

額を控除 した額、 入院 時 食事 療養費、 入院時生活療養費、 保険 外併用 療養費 療 養費、 訪問 看 護 療養費

特 る \mathcal{O} 療 給 別 行 養 療養費、 等 \mathcal{O} に要し 給 付 移送: 等に た費用 要し 費、 た 高額療養費及び \mathcal{O} 費用 額」 という。 \mathcal{O} 額 (第十 高 から法 額介護合算療養費の支給に要した費用の額 --- 条に 第六十七条第 お 1 7 特 定 費 甪 項 第二号 額 とい Oう。 規定が 適 を控 用 の合計額 され 除 L た る 被保 額 (以 下 **(以** 険 者 下 療 に係 養

担

対

象

額

とい

う。

 \mathcal{O}

十二分

の三に

相当す

Ź

額

とす

2 療 高 1 淡養費、 次 7 齢 法第九十三条第 者 E \mathcal{O} 掲 療 医 療 げ 養 入 院 に Ź 広域 率 0 時 ダ連合に 生活療 \mathcal{O} き算定 合計 二項 養費、 つき、 L を乗じ \mathcal{O} た費 規定により、 保険 当該 用 7 得 \mathcal{O} 外 年 た 額 度に 額 又は 併 崩 毎 (第 移送費 療養費、 おける被保険者に係る療養 年 七 度 之 条 国 の支給 第 が 療 後 派養費、 一項に 期 に要し 高 お 齢 訪 者 1 た 7 間 医 2費用 療広 「高 看 護療 域連合に対 額 \mathcal{O} の給付に 額 養 医 費若 療 のうち 費 要し、 負 しく 次項 して負 担 対 は た費用 象 E 特 グ担す 定め 別 額」 療 0 とい 額、 る る 養 費 額 額 う。 は、 \mathcal{O} \mathcal{O} 入 支給 合 院 各 時 計 \mathcal{O} 後 に 食 額 兀 に 期 事 0

負 担 対 象 額 \mathcal{O} 十二分の一 に相当する額を療 養の 給付等に要し た費用 \mathcal{O} 額で除り て得た率 分

 \mathcal{O}

に

相

当す

る額とす

法第

百

条第

項

の後期

高

. 齢者負

担

率

(以 下

後

期

高

齢

i 者 負 担

<u>, 一</u>率

とい

. う。

の病

3 法第九十三条第二項の 政 令で定めるところにより算定する額は、 被保険者が 同 0 月にそれぞれ

院、 診療 所、 薬局その他の者 (以下「病院等」という。)について受けた療養に係る費用 \mathcal{O} 額 (当該: 療 養

(高 齢 者 0 医 療 \mathcal{O} 確保 に関する法律 施行令 (平成十九年政令第三百十八号。 以 下 「令」とい う。 第 + 兀

条第一 項第二号に 規定する える特. · 定給: 付 対象療養 (第二十 一条に お 1 --「特定 給 付 対 象 療養」 という。 を除

に つき法 第 五. + 七 条 第 項 に 規定する法 令に による給き 付 が 行 わ れ たときは、 その 給付 額 を控 除 L た額

)が八十万円を超えるものの当該超える部分の額とする。

(国の後期高齢者医療給付費に対する負担金の減額)

第五 条 都道 府 県知 事 は、 後期 高 齢 者 医 療広 域域 返合が 確保すべき収入を不当に確保してい ないと認めるとき

は、 当 該 後期 高 齢 者 医療 広域 連合に対 Ļ 相 当 \mathcal{O} 期 間を定め、 当該 収 入を確保す るために必 要な 5措置 を採

るべきことを勧告することができる。

2 都 道 府 県 知 事 は 前 項 0) 規定に対 ょ る勧告をし たときは、 速や かに、 厚生 労働大臣 に その旨 を 報 告 な

れ ば なら な 後 期 高 齢 者医 |療広域| 連合が 同 項 \mathcal{O} 規定による勧告に応じ、 必要な措置を採ったとき、 又は

その勧告に従わなかったときも、同様とする。

3

厚 生労働-大臣 は、 後期 高 齢 者医療広域連合が 第 項の規定による都 道 府県知事 0 勧告に従 わ な か · つ たと

きは、 定により、 その従わなかったことにつきやむを得ない理由があると認められる場合を除き、 当該 後期高齢者医療広域連合に対する国の負担 之 $\overline{\mathcal{O}}$ 額を減る 額することができる。 法第九十四条の規 この 場合にお

(調整交付金)

1

ては、

あら

か

でじめ、

当該

後

(期高:

齢

者医

層広域

連合に対

Ļ

弁明

0

機会を与えなければならない。

第六条 法第九十五 条第一 項の 規定による調整交付金は、 普 通 調整交付金及び特別調整交付金とする。

2 前 項の 普通 調 整交付金は、 厚生労働省令で定めるところにより、 被保険者に係る所得の後期高 齢者医療

広域連合間 における格差による後期高 一齢者医療の財政の不均衡を是正することを目的として交付する。

3 第一 項 0 特 別 調整交付金は、 災害その 他特 別 の事 情が あ る後期高齢者医療広域連合に対 Ų 厚生労働省

令で定めるところにより交付する。

4 第 項 \mathcal{O} 普 通 調 整交付 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 総 額 は、 法第九十五条第二項に規定する調整交付金の総額の十分の 九 に相

する額とする。

5 第一 項 0 特 別 調整交付金の総額は、 法第九十五条第二項に規定する調整交付金の総額の十分の一に相当

する額とする。

6 項 の規定により各後期高齢者 医療広域連合に対して第 項の 特 別調整交付金として交付 す Ž き額 \mathcal{O}

合計 額 が 前 項に 規定する Ź 特 別 調 整交付 金 0) 総 額 E 満たないときは、 そ \mathcal{O} 満たない額は、 第 項 \mathcal{O} 普 通 調 整

交付金として交付するものとする。

都 道 府 県 O後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費 に 対 す うる負 担 金

第七 条 法第九· 十六 条第 項の 規定 に ょ り、 毎 年 度 都 道 府 県 が 後 期 高 齢 者 医 療 広 域域 連 合に対 L て負 担する

等

 \mathcal{O}

額

は、 各後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合に . つ き、 当該 年 度に おける負 担 対象額 \mathcal{O} 十二分の一 に 相当する額とする。

2 法 第 九十六条第二項 \mathcal{O} 規定に よ り、 毎 年 度 都 道 府 県が 後期 高 齢 者 医 療広域 塚連合に. 対 して 負 担 す る額

各後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合につき、 当該 年度に、 お け Ź 高 額 医 療 費 負 担 対 象 額 \mathcal{O} 兀 分 \mathcal{O} ___ 12 相 当す る額とす

る。

都 道 府 県 O後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費に 対 がする 負 担 金 \mathcal{O} 減 額

第八条 都 道 府 県 知 事 は 第五 条第三 項 \mathcal{O} 規定に、 ょ り 厚生労働 大臣 上が後に 期高 B 齢者医 っ 療広 域連合に 対する国 0

負 担 金 \mathcal{O} 額 を 減 額 L たときは、 法第. 九 十七 え 条 の規 定により、 当 該 後 期 高 齢 者 医 療広 域 連合に 対 す る都 道 府

県 \mathcal{O} 負 担 金 0 額 を減額することができる。 この 場合に お いて は、 あら カン じ め、 当 該 後 以期高 齢 者 医 療広 域 連

合に対し、弁明の機会を与えなければならない。

市 町 村 0 後 期 高 齢者 医 療 給付費に 対 す る負 担金 0) 額

第九条 法第. 九 十八 条 \mathcal{O} 規 定に ょ り、 毎年 度 市 町 村 (特別区を含む。 以下同じ。) が 後 り期高: 齢 者 医 療広 域 連

合に 対 L 7 負 担 す る額 は 当 該 年 度に お け る当 該 市 町 村 が その 保 険 料 を徴 収す る被 保 険 者 に 係 る 負 担 対 象

額の十二分の一に相当する額とする。

(市町村の特別会計への繰入れ等)

第十 条 法第九十 九条第 項の 規定により、 毎年 度市 町村が後期高齢者医療に関する特別会計 に繰 り入れ

額 は、 厚生労働 省令で定めるところによ り、 当 該 市 町 村 が 徴収する当該 年 度分の保 険 料に 0 V > て、 当 該 後

期 高 齢 者 医 療 広 域 連合が 令第十八条第四 「項に定 め る 基 準 に 従 1 同 条 第 項 第 号 0 被 保険 者 均 等 割 額 を 減

額 するも \mathcal{O} とし た場合に 減 額することとなる額 \mathcal{O} 合計 額 (そ \mathcal{O} 額が :現に当 該 年 度 分 \mathcal{O} 法第 九 + 九 条 第 項

に 規 定する減額 L た額 \mathcal{O} 総額を超えるときは、 当該 総 額)とする。

2 法第-九 十九 条第二項 \mathcal{O} 規定により、 毎年度市 町 村 が 後期 高 齢 者医療に関する特別会計 に繰 ŋ 入 れる額は

厚生労働省令で定めるところにより、 当該 市 町 村 が 徴収する当該年 ・度分の 保険料に つい て、 当 該 後 期 高

齢者医療広域連合が令第十八条第五項に定める基準に従い同条第一項第一号の被保険者均等割額を減 るものとした場合に減額することとなる額の合計額 (その 額 が 現に当該年 度分の法第九十九条第二 項 に規 額す

3 法 第 九 + 九 条第三項 \mathcal{O} 規定による都 道 府県 0 負担 は、 同 条第 項又は 第二項の規定による繰入 れ が行 わ

れた年度において行うものとする。

定する減額

Ĺ

た額

 \mathcal{O}

総額

を超えるときは

当 該

(総額)

とする。

(後期高齢者交付金の額)

第十一条 度に 高 に お 齢 a 者交付: け おける後 る 後期 法第百 金 期 $\overline{\mathcal{O}}$ 高 ·条第一 額は、 高 齢 齢 者負. 者 負 担 各後 項 担率 $\widehat{\mathcal{O}}$ · 率 · 及び 期 規定により、 を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額とする。 高 百 齢 分 者 医療 \mathcal{O} 五 広域 毎年度支払基金が後期高 十を控除 連合につき、 L て得た率を乗じて得た額に特定 当該年度に 『齢者』 お 医療広域連合に対して交付する後期 け る負担 対象額に 費用 額 に カン カュ 5 当該. ら当該 年 度

(後期高齢者交付金の減額)

第十二条 に お , , て、 第五 第五 条の規定 条第一項中 は、 法 「確保して :第百一条の規定による後期高 ζì ない」 とあるのは 齢者交付金 「確保せず、 の減 又は支出すべきでな 類について準用する。 い経費を不当 この 場合

条」 する同 項中 額することを社会保険 に支出した」と、 とあ 前 項」と、 る 項」 \mathcal{O} とあ は 同 「第百 るのは 条第三項中 「確保する」とあるのは 診 条」 療 「第十二条において準用する前項」と、 報 と 酬支払 「第 項」 基金に対 玉 \mathcal{O} とあ 負 担 「確保し、又は不当に支出した経費を回収する」と、 る して命ずる」 金 0) \mathcal{O} は 額 を減 「第十二条にお 額する」とあ と読み替えるものとする。 同 1 項」 て準 る Ō とあるのは は 用する第 「後期 高 項」と、 齢 「同条にお 者 交付 金 第九 **(**) 同条第二 \mathcal{O} · て準 額 を減 十四四 甪

(財政安定化基金による交付事業)

第十三条 付 は、 基 金事 法第百十六条第一項第一号に掲げる事業に係る交付金 業交付金の交付 に係る特定期間 同 条第二項第一 号に規定する特定期間 (以 下 「基金事業交付金」という。) をいう。 以下同じ。 の 交

条第一 町 村ごとに算定した第一 基 金 項及び第二項の規定による繰入金の額 事 業交付 金 \mathcal{O} 額 は、 号に掲げる額 各後 期 高 齢 i者医 (市町 **公療広域** の合計 村 実績保険 連合に 額 の合計 ・つき、 料 収 [額が市] 納 当該 額並 町 び 後 に当 期高 村 保 **資料** 該 齢者医療広 特定 収 納 期 下 間 -限額 域 に 連 お 合 に不足すると見 け を組 る法第九 織 する 十九 市

2

 \mathcal{O}

終了

年

一度に

お

1

て行うものとする。

込まれる市

町村

(災害その他特別

の事

情により当該合計

額

が

市

町村保険料

収納

下限額に不足すると見込ま

れる市町村を除く。次条第二項第二号ハにおいて「保険料収納下限額未満市町村」という。)については

第二号に掲げる額) 0) 合計額 (当該 額が第三号に掲げる額を超えるときは、 同号に掲げる額とする。

の二分の一に相当する額とする。

市 町 村 予 定保 険料 収 納 額 か から市 町 村実績保険料収納額 並 びに当該特定期間 にお ける法第 九十九 条第

項及び第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による繰 入金 \mathcal{O} 額 の合計 額の合計 額を控除して得た額 の見込額として厚生労働 省令

で定めるところにより算定した額

市町村予定保険料 収納額 から市 町 ·村保険料収納下限額を控除して得た額の見込額として厚生労働省令

で定めるところにより算定した額

三 基金 事 業 対象費用 額 (法第百十六条第二項第四]号に規 定する基金 事 業対象費用 額 をいう。 以下 一同じ。

カゝ ,ら基. 金 事 業対象 収 入額 (同 項第三号に規定する基 金 事 業対象 収 入額を いう。 以下同じ。 を控除、

て得 た額 \mathcal{O} 見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定 し た額

前 項 \mathcal{O} 市 町 村実績保 険料収 納額は、 当該後期高 齢者医療広域 連合を組 織する市町村ごとに、 当 該 特定期

3

間 中に 収納 L た保険料 \mathcal{O} 合計額に当該後期高齢者医 **公療広域** 連合の基金事業対象比率を乗じて得た額とする。

- 4 一項の市 町村保険料収納下限額は、 市町村予定保険料 収納 額に、 当該後期高齢者医療広域連合を組織
- する市 ・町村ごとに当該市 町村の被保険者の数等の区分に応じて厚生労働省令で定める率を乗じて得た額と

する。

- 5 \mathcal{O} 基 第二 金事 項 反 業対 T 象比 前 項の !率を乗じて得た額とす 市 ·町村予 定保証 険 料収 納額 は、 市 一町村保留 険料収 納必要額に当該 後期 高 齢 者 医 療広 **| 域連合**
- 6 按分して算定 並 村ごとに、 び 前)に当該: 項 \mathcal{O} 市 厚 特 町 定期間 生労働省令で定めるところにより、 村 保険料 に 収納 お ける法第九 必要額 は、 十九条第 保険 料 収 納 項及び第二項の 当 必要額を、]該市 町 村 が 当該後期高 · 当該: 規定による繰 特 定期 齢者医療広域連合を組織する市 間 入金 中に徴収する保 0 額 \mathcal{O} 合 計 険 額 \mathcal{O} 料 合 \mathcal{O} 計 賦 額 課 に 額 町
- 7 第三 項 及び 第 五 項 \mathcal{O} 基 金事 業 対 象 比 率 は、 各後期高齢者医療広域連合につき、 第一 号に掲げる 額を第二

L

た額とする。

- 号に掲げる額で除 して得た率とする。
- 費用 当 の額 該 特 定 (以 下 期 間 にお 「療養 ける保険料 の給付等に要する費用 収 納 心要額 のうち法第九十三条第一 の額」 という。) 財 項に規定する療養の給付等に 政安定化基金拠出金及び法第百十七 要する

条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金(法第百十六条第二項第一

号に規定する基金事業借入金をいう。 以下同じ。) の償還に要する費用の額に充てるものとして厚生労

働省令で定めるところにより算定した額

二 当該特定期間における保険料収納必要額

8 前二 項 の保険 料 収納 必要額は、 当 該 後 期高 齢 者医 |療広域連合に係る当該特定期間 における各年 度の令第

十八条第三項第 号イに掲げる合計 額 の見込額から同号ロに掲げる合計額の見込額を控除 して得た額 の合

計額とする。

9 都道 府県は、 基金事業交付金の交付を受ける後期高齢者医療広域連合が予定保険料 収納率 (令第十八条

第三項 第 号の 予 定保証 険料収納率 をいう。 次条第三項に お V て同じ。 を不当に過大に見込んだこと等に

ょ り、 第二項 \mathcal{O} 規定に、 より算定され る基金事業交付 .金の額が不当に過大となると認 此められる る場合であって

必 要と認めるときは、 当該後期高 齢者医療広域連合に対する基金事業交付金の額を減額し、 又は交付し

ないこととすることができる。

(財政安定化基金による貸付事業)

第十四条 付 省令で定めるところにより算定した額 事 期 ると見込まれる後期高齢者医療広域連合に対し、 及び基金事業交付金の額 業 間 け は、 対 \mathcal{O} 初年 象 基金事業貸付 法第百十六条第一項第二号に掲げる事業に係る貸付金 収 入額」 度に係る額として厚生労働 という。 金の貸付けに係 の合計に が 基 額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる後期高齢者医療広域 金 事 省令で定めるところにより算定 る特定期間 業対象費用 (次項に お 当該特定期間の終了年度においては基金事業対象収 (1 額 \mathcal{O} . て 初年度においては基金事業対象収入額 のうち当 「初年 ·度 該 基金事 k 特定期 現 (以下「基金事業貸付金」という。 した額 間 業対象費用額」 \mathcal{O} 初 年 (次項に 一度に係る という。 お る額とし 7 7 のうち当該 「初年 て に不 厚生 一度基金 の貸 一労働 連合 入額 足す 特 定

2 に定める 基 金 事 業貸 額 に 付 金 \mathcal{O} を 額 は、 乗じて得 各後 0期高 た額を限度とする。 齢 者医· 療広域連合につき、 次の各号の区分に応じ、 それぞれ当該各号

に

対

それぞれ行うものとする。

 \mathcal{O} 当該 見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定し 特定期 間 の初年度 初年度基金事業対象費用額から初年度基金事業対象収入額を控除 た額 して得た額

当該特定期間の終了年度 1 に掲げる額 からロ及びハに掲げる合計額の合計額を控除 して得た額

1 当該特定期間における基金事業対象費用額から基金事業対象収入額を控除して得た額の見込額とし

て厚生労働省令で定めるところにより算定した額

口 当該 特 定 期間 の初年度における基金事業借入金の額及び当該特定期間 の終了年度における基金事業

交付金の額の合計額

当該 後 期 高 医 療広域連合を組織する市町村のうち、 保険料収納下限額未満市町村における前条

第四 |項に規定する市 町村保険料収納下限額から同条第三項に規定する市町村実績保険料収納額 並 びに

該 .特定期間における法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額 の合計 額 0 合計な :額を控

除 して得た額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額 の合 計額

都道府県は、 基金事業貸付金 の貸付けを受ける後期高齢 者 医 療広域連合が 前 条第 八 /項に規・ 定す る保険料

3

収 納 必 要額を不当に過少に見込んだこと、 予定保険料収納率を不当に過大に見込んだこと等に により、 前 項

 \mathcal{O} 規定により算定される基金事業貸付金の額が不当に過大となると認められる場合であって、 必要と認め

るときは、 当該: 後期高齢者医療広域連合に対する基金事業貸付金の額を減額し、 又は貸し付けないことと

することができる。

4 基金事業貸付金の据置期間は当該貸付けを行う特定期間の終了年度の末日までとし、 償還期限は当該 特

定期 間 0) 次 い の 特 定期間 の終了年度の末日とする。 ただし、 当該基金事業貸付金の償還によって保険 料 \mathcal{O} 額

が 著しく高くなると見込まれる後期 高 齢 者 医療広域 を連合であって、 都 道 府県がやむを得な 1 · と認 8 るも \mathcal{O}

に 対する基 金事 業貸付金 金につい · て は、 次 \mathcal{O} 7 ず れ か た掲 げ Ź 日 を償還 期限とすることができる。

当 該貸付け を行う特定期 間 \mathcal{O} 次 \mathcal{O} 次 0 特 定 期 間 \mathcal{O} 終 了 车 度 \mathcal{O} 末 日

前号に掲げる日の属する特定期間 の次の特定期 間 の終 了 年度の末 日

5 基金事業貸付金は、償還期限までの間は無利子とする。

(予定保険料収納額の算定方法)

第十五 条 法第 百 十六条第二項第 一号に規定する予定保険料 収 納 額 は、 各後 世期 高齢 者 医 療広 域 連合につき、

第十三条第八項に 規定する んる保険 料 収 納 必要額 に 同 条第七項に規定する基金事 業対象比 率を乗じて 得た額と

する。

(実績保険料収納額の算定方法)

第十六条 法第百十六条第二項第二号に規定する実績保険料 収納額 (次条にお いて 「実績保険料収 納 額」 لح

いう。 は、 各後期高齢者医療広域連合につき、 第十三条第三項に規定する市町村実績保険料収納額の合

計額とする。

(基金事業対象収入額の算定方法)

第十 七 条 基 金 事 業 対 象 収 入 額 は、 各 後 期 高 齢 者 医 層広域 連合につき、 当 該 特定期間 に お け る 実績 保 険 料 収

納 額 法第九十三条、 第九十六条及び 第九十二 八 条の 規定による負 担 金 \mathcal{O} 額の 合計 額、 法第. 九 + 五 条 \mathcal{O} 規 定

に よる 調 整 交付金の額 の合計額、 法第九· 十九条第一 項及び第二 項の 規定による繰入金 $\overline{\mathcal{O}}$ 額 の合計 額、 法第

百 条 \mathcal{O} 規定による後期高 齢者交付 金 一の額 の合計 額、 法第百十七 条第 項の規定による交付 金 の額 の合言 計 額

法第百二条及び 第百三条の 規定による補 助 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 額 の合計な :額その 他 \mathcal{O} 後期 高 齢 者 医 療に要す ^る費! 用 \mathcal{O} ため

 \mathcal{O} 収 入 0 額 のうち 療 養 \mathcal{O} 給付 学に要 し た で費用 \mathcal{O} 額、 財 政 安定化 基 金 拠 出 金及び法第百 1十七条第 第 項 \mathcal{O} 規 定

に ょ る 拠 出 金 0) 納 付に 要 L た費用 0 額 並 び に . 基 金 事 業 借 入 金 \mathcal{O} 償還 に 要し た費用 0 額に充てるもの

厚生 労働省令で定めるところにより算定し た額 \mathcal{O} 合計額とする。

(基金事業対象費用額の算定方法)

第十八条 基金事 業対象費用 額は、 各後期高齢者 医療広域連合につき、 当該特定期間 における療養 の給付等

に 要した費用 の額、 財政安定化基金拠出金及び法第百十七条第二項の規定による拠出金の納付に要した費

用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 合計 額 並びに基 金事 業借入金 0 償還に一 要した費用 の額の 合計 額の合計額とする。

(財政安定化基金拠出金の額の算定方法等)

第十 九 条 法第百 十六条第三項 \mathcal{O} 規定によ り、 特定 期 間 に お いて 都道 府 県が 後期 高 齢 者 医療 広域 連 合 カ ら徴

収 当該 する財 後 り期高: 政安定化基金 齢 者医療広 一拠出金 域連合 (以下この条にお の療養の給付等に要する費用の額の見込額に ** \ て 「拠出金」 という。 \mathcal{O} 財政安定化基金拠 額 は、 当 該 特 定 期間 出 率を標 に 0 1 淮 7

として 都 道 府 県の条例 で定め る割合を乗じて得た額から法第百十六条第七 項に規定する収入の 見込 額 の 三

分の一に相当する額を控除して得た額とする。

2 前 項 \mathcal{O} 財 政 安定 化基 金 拠 出 率 は 各都说 道 府 県 \mathcal{O} 当 該 特 定 期 間 に お ける財 政安定化 基金に係 る基 金事 業交

付 金 \mathcal{O} 見 込額 及 び 基 金 事業貸付 金 0) 見込額 \mathcal{O} 合 計 額 0) 合計 額 カ 5 各 都 道 府 県 \mathcal{O} 当 該 特 定期 間 に お け ,る基, 金

事 業借, 入金 の償還金の見込額の合計 額を控除 して得た額の三分の一に相当する額を、 当該 特 定期 間 12 お け

る各後期 高 齢 者 医 療広域 連合の療養の給付等に要する費用 の額の 見込額の合計額で除して得た数等を勘案

して、二年ごとに、厚生労働大臣が定める率とする。

- 3 拠出金の額のうち特定期間の初年度 (以下この条において「初年度」という。) に おいて都道府県が後
- 期 高 齢 者 医療広域 連合 カ ら徴収する額 は、 拠出 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 額 の二分の一に相当する額以上 \mathcal{O} 額とする。
- 4 法 第百十六条第 五. 項 \mathcal{O} 規定により、 都 道 府 県 が 財 政 安定 化基金に繰 り入れる額 は 拠 出 金 \mathcal{O} 額に三を乗
- じて得た額とし、当該特定期間に繰り入れるものとする。
- 5 前 項 \mathcal{O} 額 のうち 初年 度に お 7 て都道 府 県が 財 政 安定化基 金に繰り入れる額につい 7 は、 同 項 \mathcal{O} 額 から第
- 項 から第三項までの規定により後期高 .齢者医療広域連合から徴収する額並びに次項及び第 七項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に
- ょ り 国 が 負担する額の合計額を控除して得た額の二分の一に相当する額以上の額とする。
- 6 法第百十六条第六項 \mathcal{O} 規定により 玉 が 負担する額は、 拠 出 金 \mathcal{O} 額 12 相当する額とする。
- 7 前 項 \mathcal{O} 額 のうち 初 年 度に お 1 て 国 が 負 グ担す Ź 額 は、 拠 出 金 \mathcal{O} 額 の二分の一 に相当する額 以上 の額とする。

(条例への委任)

第二十条 第十三条から前条までに規定するもののほか、 財政安定化基金の運営に関し必要な事項は、 都道

府県の条例で定める。

(特別高額医療費共同事業交付金の額)

第二十一条 き額 は、 < L 合に対して交付するものとし、 た費用 は 特 $\widehat{\mathcal{O}}$ 毎年度法第七十条第五項に規定する指定法人(以下「指定法人」という。 算定 別 の額、 療 の基 養費の支給についての療養につき算定した費用 法第百十七条第一項の規定による交付金 入院時 礎とすべ 食事 き期 ,療 養 間 **本費、** その とし 額は、 入院 て厚生労働 時 生活 各後期高 療養 省令で定め 費、 齢者医療広域連合につき、 (以下「特別高額医療費共同事業交付金」という。 保険 る の額又は移送費の支給に要した費用 外 期 併 間 用 に お 療 養費、 ける被保 療 養費、 険者 当該年度分として交付すべ が に 後期高齢者医療広域 に係る療剤 訪問 看 護療: 養 0 0 養 額 給 費若、 のうち 付 に 要 連

除 象療養を除く。 を控除した額) 当 該 後 が 期 同 高 齢 が四百)につき法第五十七条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、 0 [者医療広域 月 にそれぞ 万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額であって、 連合 れ の被保険者 0 病院等に (法第六十七 ついて受けた療養に係 条第 一項第二号の る費用 規定 の額 が (当 適 該 用され 療 養 当該年度分と る被保険者 (特定 その 給 給 付 付 額 を 対

して交付すべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

高

齢

:者負担率を乗じて得た額との合計

・額に二分の一を乗じて得た額とする。

齢者負担率を加えた率を乗じて得た額と第二号に掲げる額に後期

第一号に掲げる額に十二分の一に後期高

当 該 後期 高 齢者医療広域連合の被保険者 (法第六十七条第一項第二号の 規定が適用される被保険者に

限 (る。) が 同 の月にそれぞれ一の 病院等について受けた療養に係 る費用 の額 **当** 該 療 養 (特定給 付 対

象療養を除く。)につき法第五 十七 条第一 項に 規定する法令による給 付 が 行 わ れ たときは そ \mathcal{O} 給 付 額

を控 除 L た 額 が 四 百 万円 .を超 えるもの の二百 万 円を超える部 分 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 合 計 額 で あ 0 て、 当該 年 虔 分と

して交付すべ き額として厚生労働省令で定めるところにより算定 L た 額

(特別高額医療費共同事業に係る拠出金)

第二十二条 法第百十七 条 次第二 項 の規定による拠出金は、 特 別 高 額医療費共 同事業拠出金及び特別 高 額 医 療

費共 同 事業事 務費 如出, 金とし、 指定法 人は、 毎年 度各後期 高 齢 [者医療] 広域 連合から 徴 収するものとする。

特別高額医療費共同事業拠出金)

第二十三条 前 条 \mathcal{O} 特 別 高 額 医 療 費共 同 事 業 拠 出 金 \mathcal{O} 額 は、 各 後 期 高 齢 者 医 療広域 連合に つき、 当 該 年 度に

お いて交付 ける特別 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業交付 金 \mathcal{O} 総 が額に、 当該 年度 \mathcal{O} 前 Þ 年度及びその 直 前 *⊕* 筃 年 度に

お て当該 各後期 高 齢 者 医 療広 域連合に交付 した特 莂 高 額 医療 費 共同 事 業交付 金 一の額 の合計 額 を当該 年 度

の前 々年度及びその直 前 の二箇年度において交付 した特別高 額医療費共同 事業交付 金の総 額 $\hat{\mathcal{O}}$ 合計額 で除

して得た率を乗じて得た額を基準として、指定法人が定める。

(特別高額医療費共同事業事務費拠出金)

第二十四条 第二十二条の特別 高額医 療費共同事業事 、務費拠出金の額は、 各後期高齢者医療広域連合につき

当該年 度に おける法第百十七条第 項及び第二項 の規定により 後期 高 齢 者 医療広 域 ダ連合に. 対 して 特 別

額医 「療費 女 共 同 事業交付金を交付し、 後期高齢 者医 療広 域 連合から拠出金を徴収する指定法 人の業務 及びこ

れ に附帯する業務に関する事務 の処理に要する費用の見込額を基礎として、 各後期高 [齢者] 医療広域 連合の

被保険者の数に応じて厚生労働省令で定めるところにより算定した額を基準として、 指定法人が 定める。

(省令への委任)

第二十五条 第二十一条か ら前条までに規定するもの のほか、 法第百十七条第 項に規定する特別 高 額 医 療

費共同事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(保険者 の合併等の場合に おける後期高齢者支援金等 \mathcal{O} 額 の算定の)特例)

第二十六条 第二条第一項 (同項第二号イ及び第三号イを除く。) から第四 項までの規定は、 法第百二十四

条において準用する法第四十一 条の規定による成立保険者等に係る後期高齢者支援金等の額 の算定の特例

条第二 び する後 につい に \mathcal{O} 齢者交付金」 支援金」と、 高 条第一項ただし書」と、 者交付金」 定する前 とあ お 齢 額 口 計者交付。 に掲 又 1 項中 るのは て 期 て準用する。 は 期高 準 げ 前 高 とあるのは る額 用す 金 齢 期 「前 とあるのは 齢 者支援金等 高 「後 「第三十三条第一 ,る前! とあ 者納付金等 の区分に応じ、 項ただし書」とあるのは 齢 り期高 者 この場合において、 項 る 納 齢 \mathcal{O} 付 「の後期高齢 と、 は 者支援金」と、 金等 (以 下 「概算後期 概 (以下「前 算 に係 確 前期 それぞれ 項ただし書」 定 同 「後期 後 る 項」 高 期 高 者 債 · 齢者支援金」 高 支援金」と、 務」 高 説期高齢者納付金等」という。)」 とある 齢者交付金」 第二条第一項中「前期高齢者交付金及び法第三十六条第一項に規 同 イ及び 齢 齢者支援 「第二十六条において準用する前項ただし書」と、 条第 [者支援: とあ とあるのは \mathcal{O} 口口 匹 は る 金等」 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 項 同 と、 とあ 中 とあるの は 「第三十三条第 と 条に $\overline{\mathcal{O}}$ 「 後 という。)」と、 るのは 「第百十九条第一項ただし書」と、 前 お 同 期 確定前期高齢者交付金」 は 条 高 期 1 次第三項· 高 て準 「概算 齢者支援金等に係 「第二十六条にお 齢 者交付金」とあるのは 用 後期 中 する 項ただし書」とあるのは とあるのは 同 前 高 前 齢 項」 項 期高 者支援 とあ と į, る とあるの 7 債 齢者交付 「法第百 るの 金 準 務」 「前 甪 と は と、 す 期 $\overline{\mathcal{O}}$ は るロ」 十八 金に 高 っの 「第二十六条 概 後 齢 第 「確定後期 、条に規 者交付 確定前 次 算 期 前 係 と 高 百 る債 前 期 \mathcal{O} 十九 齢 高 1 期 者 金 期 齢 同 及 権 定

高齢者支援金」と読み替えるものとする。

(後期高齢者支援金等及び延滞金の徴収の請求)

第二十七条 第三条の規定は、 法第百二十四条にお V て準用する法第四十四条第三項の規定による後期高齢

者支援金等及び 延滞金 (法第百二十四条にお いて準 用する法第四十五条の 規定による延滞 金をい う。 \mathcal{O}

徴収の請求について準用する。

(基金高齢者医療制度債券の形式)

第二十八条 法第百四十七 条第一 項の規定により支払基金が発行する債券(以下「基金高齢者医療制度債券

という。)は、無記名式とする。

(基金高齢者医療制度債券の発行の方法)

第二十九条 基金 高 『齢者] 医 療制 度債券の 発行は、 募集の方法による。

(基金高齢者医療制度債券申込証)

第三十条 基金高語 齢者医療制度債券の募集に応じようとする者は、 基金高齢者医療制度債券申込証にその引

き受けようとする基金高齢者医療制度債券の数及び住所を記載し、 これに署名し、 又は記名押印 しなけれ

ばならない。

2 社 債 等 の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五号。 以下「社債等振替法」という。) の規定の適

用 が ある基金 高 齢者医療制 度債券 (次条第二 一項に おい て 「振替基 金高 齢者医療 制度債券」という。 \mathcal{O} 募

集に応じようとする者 は、 前 項 \mathcal{O} 記 載 事 項 \mathcal{O} ほ か、 自己 \mathcal{O} ため に開設された当該基金高 齢 者 医 療 制 度 債 券

 \mathcal{O} 振替を行うため Ď П 座 (同 条第二項におい 7 「 振 替 口座」という。) を基金高 齢 者医療 制 度債 (券申) 込証

に記載しなければならない。

3 基金高齢者医療制度債券申込証は、 支払基金が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならな

\ <u>`</u>

一 基金高齢者医療制度債券の名称

一 基金高齢者医療制度債券の総額

三 各基金高齢者医療制度債券の金額

四 基金高齢者医療制度債券の利率

五 基金高齢者医療制度債券の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 基金高齢者医療制度債券の発行の価額

八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

九

社債等振

替

法

 \mathcal{O}

規

定

 \mathcal{O}

適

用

が

ない

、ときは、

無記

名式

で

ある旨

+ 応募! 額 が 基 金高 齢 者 医 療 制 度債 券 0 総額 を超える場 合 Ō 措 置

+ 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、 その 商 号

(基金高齢者医療制度債券の引受け)

第三十一条 前条 \mathcal{O} 規定は、 政府若しくは地方公共団 体が 基金高温 齢者医療制度債券を引き受ける場合又は基

金高 齢 者 医 療 制 度債 券 \mathcal{O} 募集 \mathcal{O} 委託を受けた会社が自ら基 金 高 齢 者 医 療制: 度債券を引き受ける場合にお

ては、その引き受ける部分については、適用しない。

2 前 項 \mathcal{O} 場合において、 振替基金高 齢者医 療 制 度債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替基

金高 齢 者 医療 制度債券の募集の委託を受けた会社は、 その引受けの際に、 振替口座を支払基金に示さなけ

ればならない。

(基金高齢者医療制度債券の成立の特則)

第三十二条 基金高齢者医 療制度債券の応募総額が基金高齢者医療制度債券の総額に達しないときでも基金

高 齢 者医療制 度債券を成立させる旨を基金高 齢 者医 |療制度債券申込証に記載したときは、 その応募額をも

って基金高齢者医療制度債券の総額とする。

(基金高齢者医療制度債券の払込み)

第三十三条 基金 当高齢者1 医療制度債券の募集が完了したときは、 支払基金は、 遅滞なく、 各基金高齢者医療

制度債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

第三十四条 支払 基金は、 前条の払込みがあったときは、 遅滞なく、 債券を発行 しなければならない。 ただ

Ļ 基金 高 齢 者 医 療制 度債券につき社 債等振替 法 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 適 用があるときは、 この 限 りで、 な

2 各債券には、 第三十条第三項第一号から第六号まで、 第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記

載し、支払基金の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(基金高齢者医療制度債券原簿)

第三十五条 支払基金は、 主たる事務所に基金高齢者医療制度債券原簿を備えて置かなければならない。

- 2 基金高齢者医療制度債券原簿には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 基金高質 齢 者医療制 度債券の発行 \mathcal{O} 年 月日
- 基金 高 齢 者 医 療制度債 参の 数 (社 債等振替法 \mathcal{O} 規定の適用がないときは、 基金高齢者医療制度債券 \mathcal{O}

数及び番号)

三

第三十条第三項第一号から第六号まで、

第八号及び第十一号に掲げる事項

匹

元利金の支払に関する事 項

利 札が欠けている場合

第三十六条 基 金 高 .齢者医療制度債券を償還する場合において、 欠けている利札があるときは、 これに相

する金額を償 還 額から控除する。 ただし、 既に支払期が到来し た利札につい ては、 この 限りで な

2 前項の 利札の 所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、支払基金は、これに応じなけ

ればならない。

(基金高齢者医療制度債券の発行の認可)

第三十七条 支払基金は、 法第百四十七条第一項の規定により基金高齢者医療制度債券の発行の認可を受け

ようとするときは、 基金 高 齢者医療 制 E 度 債 券 の募集の日 の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請

書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 基金高齢者医療制度債券の発行を必要とする理由

二 第三十条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 基金高齢者医療制度債券の募集の方法

四 基金高齢者医療制度債券の発行に要する費用の概算額

五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2 前 項 \mathcal{O} 申 請 書に は、 次に 掲げる書 類を添付 L なけ れば、 ならな

一 作成しようとする基金高齢者医療制度債券申込証

基金 高 齢 者医療制 度債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三 基金高齢者医療制度債券の引受けの見込みを記載した書面

(事務の区分)

第三十八条 第五条第一項及び第二項(これらの規定を第十二条において準用する場合を含む。) の規定に

ょ り が都道府! 県が 処理することとされている事務は、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二条第

九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

平 ・成二十年度から平成二十五年度までの間における基金事業交付金及び基金事業貸付金の額の算定の特

例

第二条 平成二十年度から平成二十五 年度までの間 に おける基金事 ·業交付 金及び基金事業貸付金 $\overline{\mathcal{O}}$ 額 の算定

に ついて、 第十三条第二 項及び第六項並びに第十四条第二項第二号ハの 規定を適用する場合に お ては、

これ らの規定中 「の規定」とあるのは、 並 びに附則第十四条第二項の規定」とする。

2 平 ・成二十年度から平成二十五年度までの間における基金事業交付金及び基金事業貸付金の額の算定につ

1 て、 第十七条の規定を適用する場合においては、 同条中 「の規定による繰入金」 とあるのは、 「並びに

附則第十四条第二項の規定による繰入金」とする。

平 成二十年度 か 7ら平 成 二十五 年度までの 間 に お け る財政安定化基金 拠 出 率 の 特 例

第三条 平成二十年度から平成二十五 年 - 度まで \mathcal{O} 間 12 お け る第十九 条第 項 \mathcal{O} 財 政安定 化基 金 拠 出 率 は 同

条第二 項 \mathcal{O} 規 定に か か わ らず、 各都 道 府 県 \mathcal{O} 平 成 ~二十年 度 か 5 平 成二十 五 年 度 まで \mathcal{O} 間 に お け る 財 政 安定

化 基 金に係る る基金事業交付金の , 見込: 額 成及び基合 金 事 業貸付金 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 見込額 \mathcal{O} 合計 額 \mathcal{O} 合計 額 から 各 都 道 府 県 \mathcal{O} 平

成二十年度から平成二十五年度までの 間における基金事業借入金の償還金の 見込額 の合計 額を控除 L て得

た額 の三分の一に相当する額を、 平 成二十年度から平成二十五年度までの 間 における各後期高 齢 者 医 療広

域 連 合 \mathcal{O} 療 養 \mathcal{O} 給 付等 に 要する費用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 見込 額 \mathcal{O} 合計 額 で除 して得た数等を勘案して、 厚生労働 大臣 が

定める率とする。

2 前 項 \mathcal{O} 厚 生 労 働 大臣 が 定め る率 は、 この 政 令 0 施行 前 に お 1 ても定めることができる。

平 成二十年度から平成二十四年度までの各年度に おける特別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金 の額 \mathcal{O} 算定の特

例

第四 条 平成二十年度の特別高 額医療費共同事業拠出 金 の額は、 第二十三条の規定に か か わらず、 各後期高

齢 者 号に掲げ 医療広域連合につき、 る額 を第二号に掲げる額で除 当該年度において交付する特別 して得た率を乗じて得た額を基準として、 高 類医療費共同事業交付金の額 指定法· 人が の合計額に、 定め る。 第

イに 掲 げ る合計に 額 E 十二分 \mathcal{O} に後 期 高 齢 者 負 担 率 を 加 え た率を乗じて得た額と 口 に 掲 げ る合計 額 12

後 期 高 齢 者 負 担 ,||率を 乗 小じて得り た額 との 合計 額 に二 分 \mathcal{O} を乗 じ て得 た 額

イ 当 該 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連合を組 織す る市 町村ごとに、 当該 市 町 村 に係る老人医療受給 対 象者 健健

健 法 (昭 和 五 十七 年法 律第八十号。 以下この 条において 「老人保 健法」 という。 第十七 条第二 項

(平成十八年法律第八十三号)

第七

条の規定による改

正

前

0

老

人保

康

保

険法等

Ò

一部を改正する法律

兀 号 に規定す っる老: 人医 療受給対象者をいう。 以下この条に お , , て 同 Ü であ いって老-人保 健 法

間 に で受け た 療 養に 係 る費用 とし 7 厚 生労働 省令で定めるところに より 算 定 L た 額 \mathcal{O} Ś ち、 当 該 老 人 医

八

条

第

項

第

二号

 \mathcal{O}

適

用

が

され

な

1

ŧ

 \mathcal{O}

が

平

成

十五

年

十二月一

日

か

5

平

成

十八

年

<u>+</u>

月三十

日

ま

で

 \mathcal{O}

療受給対 象者が 同 の月にそれぞれ <u>ー</u>の 病 院等について受けた当該 療養に係る費用 \mathcal{O} 額 **当** 該 療養

令 附 則第二条の規定による廃 止 前 の老人保健法 施 行令 昭昭 和 五. 十七年 政 (令第二百九十三号) 第十四 条

第 項第二号に規定する特定給付対象療養 (以下この 条に お . ز ر 7 「特定給付対象 |療養| という。 を

控除 定する介護保険法 した額))につき老人保健法第三十四条に規定する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規 が 四 百二十万円を超えるも (平成九年法律第百二十三号) のの二百 の規定による給付が行 万円 を超える部 分の 額 の合計 われたときは、 額に相当する額として その 給付 額 を

厚生労働

省令で定めるところにより算定

L

た額

 \mathcal{O}

合計

額

口 その給付額を控除 る費 た 八年十一月三十日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより算定 ょ 0 る給付 額 当該 て老人保健法第二十八条第一項第二号の規定が適用されるものが平成十五年十二月一日 角 のうち、 \mathcal{O} 後 文 額 期 は老人保 高 (当該 当該 療 老 医 した額) 療広 養 健法第三十四条の二に規定する介護保 人医療受給対象者が (特定給付 域連合を組織する市町村ごとに、 が四百二十万を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額に相当す 対 象療養を除く。 同 <u>ー</u>の 月にそれぞれ一の)につき老人保健法第三十四 当 該· . 険 法 市 \mathcal{O} 規定による給 病院等につい 町村に係る老人医療受給対象者であ 付 て受けた当該 1条に が 行 規 わ 定す れ カ たときは、 んる法々 療養 ら平成十 令に に係

各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

る額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

の合計

額

者医療広域連合につき、 平成二十一年度の特別高 当該年度において交付 類医療費共同事業拠出金の額は、 する特別高 額 第二十三条の規定にかかわらず、 医療費共同事業交付金の 額の合計 :額に、 各後期高 第 齢

イに 撂 げ る合計 額 に 十二分 \mathcal{O} に 後 期 高 齢 者 負 (担率 を加 えた率を乗じて得た額 とロ に掲げ る合計 額

号に掲げる額を第二号に掲げ

る額で除

して得た率を乗じて得た額を基準として、

指定法

人が定める。

後期 高 齢 者 負 担率を乗じて得た額との合計額に二分の一を乗じて得 た額

イ (1)及び(2)に掲げる合計額の合計額

(1)平成 定する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定す 該 り われたときは、 あ 算定し 療 って老人保健法第二十八条第 当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、 養に係 十八年十月三十一 た額 る費用 のうち、 その給付額を控除した額) \mathcal{O} 額 当該 日 (当該 ま 老 で 療養 人 医 \mathcal{O} 間 に受け 療受給 項第二号の (特定給付 た療 対 象者 が 対規定が 四百二十万円を超えるも 対象療養を除く。 養に係 が 同 る費用とし 適用されない 0 月にそ 当該市町村に係る老人医療受給対象者)につき老人保健法第三十四条 る介護保険法の規定による給付 れ て厚生労働省令で定めるところによ ぞれ ものが平成十六年十二月一 \mathcal{O} の二百 \mathcal{O} 病 院 等に 万円を超える部分の 0 ٧Ì て受け 日 が行 た当 から に 規 で

額 の合計額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計

(2)平 成 合 定する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法 該 り わ あ 療 算定した額のうち、 って 当該 計 れたときは、 十九 額 養に係る費用 E 後 老人保健法第二十八条第 年十一 期高齢 相当する額とし 月三十 その給付額を控除 者医療広域連合を組織する市 の額 当該 日 (当該療養 ま て厚生労働省令で定めるところにより算定 老人医 で 0 間 療受給対象者が同一 に受け 項第二号の L (特定給付対象療養を除く。) につき老人保健法第三十四条 た額 た療 が 四百 規定が 町村ごとに、 養 に係 万円を超えるもの 適 る費用とし (T) 用されな 月にそれぞれ 当該市 て厚生労働 1 ŧ 町村に係る老人医療受給対象者 の二百 L \mathcal{O} た額 が の病院等について受け 平成十八年十 \mathcal{O} 万円を超え 省令で定めるところによ 合 の規定による給: 計 額 る部 月 分 付が行 0 日 額 に規 た当 カン 5 \mathcal{O}

ロ (1)及び(2)に掲げる合計額の合計額

(1)成十八年十月三十一日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより あ って 当該 老人保健法第二十八条第 後 期 高 齢 者医 療広 域連合を組織する市町村ごとに、 一項第二号の規定が適用されるものが平成十六年十二月 当該市町村に係る老人医療受給対象者で 日 カン ら平

する法令に 療養に係 算定した額のうち、 \mathcal{O} れ 合計 たときは 額 ぶる費用 に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定 による給き そ 0) の額 給 行 又 当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該 付 (当該療養 額を控 は老人保健法第三十四 除 した額 (特定給付対象療養を除す が 兀 百 条の二に規定する介護保険 二十万円 を超えるも く。)につき老人保健法第三十四条に規定 0 した額 の二百 法 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定によ 万 合計 円を超 額 (る給: える 部 付 分 が 行 \mathcal{O} 額 わ

(2)療養に 算定 計額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定 れ する法令による給付又は老人保健法第三十四 成十九年十一月三十日までの間 あ 当該後 たときは って老人保健法第二十八条第 L た額 係 る費用 期 高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、 のうち、 その給付 \mathcal{O} 額 当 (当該 ī該老 額を控除 療 人医 養 療受給 に受け した額) 一項第二号の (特定給 対象者 た療養に係 が 四 付 対 百 条の二に規定する介護保険法の規定による給 象 規定が適用されるものが平成十八年十一 が 療 同 万円を超えるもの る費用として厚生労働省令で定めるところにより 養を除く。) 0) 月にそれ 当該-につき老 ぞれ 市 し の二百 町村に係る老 た額 \mathcal{O} の合計 人保: 病 万円を超える部 院等について受け 健 額 法第三十 人医 |療受給対象者 月 一 分の 匝 付 条 日 額 が た当該 から平 に の合 行 規 わ 定 で

各後期高 齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

3 者 医 平 療 成二十二年度の特 広 /域連· 合に つき、 別 当該年度に 高 額医 |療費共 お *(*) 同 て交付、 事業 拠 出 する特別 金 \mathcal{O} 額 は、 高 額 医 第二十三条の 療費 共 同 事 *業交付· 規定にか 金 か \mathcal{O} わらず、 額 \mathcal{O} 合 計 :額に、 各後期高齢 第

号に掲 げる額を第二号に掲 げげ る額 で 除 ľ て得た率を乗じて得た に額を基準 準として、 指 定 法 人が 定 め

イに 掲げる合計額に十二分の一に後期高 齢 者 負 (担率) を加えた率を乗じて得た額とロ に掲げる合計 額 に

高齢者負担率を乗じて得た額との合計額に二分の一を乗じて得た額に当該後期高齢者医療広域連合

に係る平成二十年度 0 特別 高 額医 療費共同事業交付金の額を加えた額

後

期

イ (1)及び(2)に掲げる合計額の合計額

あ

って・

老

人保健法第二十

-八条第

項第二号

O

規定が

適

用され

な

1

ŧ

O

が平成十七年十二月

日

か

ら

(1)当 該 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合を組 織 する市 町村ごとに、 当 該· 市 町 村に係る老 人医 **医療受給** 対 念象者 で

平成十八年十月三十一 日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところによ

り算定し た額 のうち、 当該老人医療受給対象者が同 一の月にそれぞれ 一の病院等につい て受け た当

該 療 養に係 る費用 0 額 (当該 療養 (特定給付 対象療養を除く。) につき老人保健法第三十四条 に規

額 定する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法の規定による給付が行 わ \mathcal{O} れ 合 たときは、 計 額 に相当する額として厚生労働省令で定めるところに その 給付額を控除 した額) が 四百二十万円を超えるも より算定 0 した額 の二百 \mathcal{O} 万円を超える部 合 計 額 分

(2)合 定する法令による給付 該 り 平成二十年三月三十一 わ あ 療 算定し 計 れ って老人保健法第二十八条第一 当 額 養 該 たときは、 E に係 後 た額 相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額 期 る費用 高 のうち、 齢 そ 用 者 \mathcal{O} 医 \mathcal{O} 治付額 療広 額 日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところによ 当該老人医療受給対象者が 又は (当該: 域域 感を控除. 老 連 合を組 療養 人保健法第三十四条 した額) 項第二号の (特定: 織す 給付 る市 が 規定が 四 対象療養を除く。 町村ごとに、 百 同 万円を超えるもの の二に規定する介護 一の月にそれぞれ 適用されな 当 該)につき老人保健法第三十 **\ 市 もの 町 の二百 村 保険法 が平成十八年十 に係 一の病院等について受け 万円 る老 \mathcal{O} 規定 を超える部 人医 療受給 に · 月 ょ る給付 分 匝 対 条 象 \mathcal{O} 日 額 12 た当 者 が カゝ 行 規 5 で \mathcal{O}

(1)当該 後 期 高齢 者 医療広域連合を組織する市 町村ごとに、 当該・ 市 町村に係る老人医療受給対象者で

口

(1)

及び(2)に掲げる合計

額

の合

額

療養に 算定し する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法の 成十八年十月三十一日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところに れたときは、その給付額を控除 あって老人保健法第二十八条第一項第二号の規定が適用されるものが平成十七年十二月一日から平 \mathcal{O} · 係 た額のうち、 額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計 る費用 の額 当該老人医療受給対象者が (当該: 療 養 した額) (特定給 が四百二十万円を超えるものの二百万円を超える部分 付 対 (象療) 同 <u>ー</u>の 養を除く。) につき老人保健法第三十四 月にそれぞれ一 \mathcal{O} 病院等について受けた当該 規定による給付 条 が に 行 より 0 規 額 わ

(2)する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法の規定による給付が行わ 療養に係る費用の額 算定した額のうち、 成二十年三月三十 あ 当該 って老人保健法第二十八条第 後 期高齢 者医療広域連合を組織する市町村ごとに、 当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該 日までの間 (当該療養 に受けた療養に係る費用として厚生労働 (特定給付対象療養を除く。) につき老人保健法第三十四 項第二号の 規定 が 適用され 当該. る 市 ŧ Ŏ 町 が 村に係る老人医療受給対象者で ?平成· 省令で定めるところに 千八八 年十 月 一 条に規 日 カ ら平 ょ 定 V)

れたときは、 その給付額を控除した額) が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合

計 額に 相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計 額

各後期高 齢 i者 医 |療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計 L た額

4 平 成二十三年 度 \mathcal{O} 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 額 は、 第二十三条の 規定に か か わ いらず、 各後期高 齢

者 医 療広域連合につき、 当該年度にお いて交付する特 別 高 額 医 療費共同 事 業交付金 \mathcal{O} 額の合意 計 :額に、 第

号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額を基準として、 指定法人が定め

イに掲げる合計額に十二分の一に後期高 齢 者負担率を加えた率を乗じて得た額とロに掲げる合計 額 に

後期 高 齢 者負担率を乗じて得た額との合計額に二分の一を乗じて得た額に当該 後期 高 齢 者 医 療 広 域連合

に係る平成二十年度及び平成二十一 年 皮の 特 別 高 額医 |療費共 同 事業 交付 金 \mathcal{O} 額 を 加 え た 額

イ 当該 後 期 高 齢 者 医 療広 域連合を 組 織する一 市 町村ごとに、 当該 市 町 村に係る老 人医療受給対象者であ

0 て老人保健法第二十八条第一項第二号の規定が適用されないものが平成十八年十二月一日 か ら平成

二十年三月三十一日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところによ ŋ 算定

した額のうち、 当該老人医療受給対象者が同 一の月にそれぞれ一 の病院等について受けた当該療養に

に 係る費用の額 その よ る給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法 給 付 額を控除 (当該療養 した額) (特定給付対象療養を除く。)につき老人保健法第三十四条に規定する法令 が 兀 百 万円、 を超えるもの の二百万円を超える部分の の規定による給付が行われたときは 額の 合 計 額 に相ば 当す

る額とし

て厚生労働

省令で定めるところにより算定

した

額

 \mathcal{O}

合

計

額

口 その給付額を控除 る費 た額 十年三月三十一日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより算定し ょ 0 る給付 当該 て老人保健法第二十八条第一項第二号の規定が適用されるものが平成十八年十二月一日 角 のうち、 後期 \mathcal{O} 文 額 高 は老人保 (当該 当該 療 老 医 した額) 養 健法第三十四 人医療受給対象者が 療広域連合を組織する市町村ごとに、 (特定給付 が 四 百 万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額に相当する 条の二に規定する介護保険 対象療養を除く。 同 <u>ー</u>の 月にそれぞれ一の)につき老人保健法第三十四 当該 法 \mathcal{O} 市 規定による給 病院等につい 町村に係る老人医療受給対象者であ 付 て受けた当該 1条に1 が · 行 わ 規 定す れ たときは、 から平成二 んる法々 療養 令に に係

各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

の合計

額

者 号に掲げる額を第二号に掲げ 医療広域連合につき、 平成二十四年度の特別高額医療費共同事業拠出金の額は、 当該年度にお る額で除 いて交付する特別 して得た率を乗じて得 高 額 第二十三条の規定にかかわらず、 た額を基準として、 医療費共同事業交付 指定 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 法 額の合計 人が定め 語額に、 各後期高齢 第

後期 1 に係る平成二十年度から平成二十二年度までの特 に 係る費用 二十年三月三十一 イに L 0 た額 て 老 当該: よる給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法 高 撂 齢 後期 者負 げ のうち、 人保健法第二十八 0 る合計 高 額 担率を乗じて得た額との 一 齢 者 医 (当該 当該 額 日 に [老人医 まで 十二分 療養 療広域連合を組織する市 条第 \mathcal{O} (特定給 |療受給: 間 \mathcal{O} に受け 項第二号 に 付付 · 後 対 象者 合計 · た療: 対象療養を除く。)につき老人保健法第三十 期 高 の規定 養 が 額に二分の一を乗じて得 齢 同 に 者 係 町村ごとに、 負 0) がが 別 担 る費用とし 率 適用され 月 高 にそ 額 を加 医療費共同 ħ えた率を乗じて得た額 当該. ぞれ て厚 ない ŧ 生 市 労働 のが 町 の規定による給付 \mathcal{O} 事業交付金の額を加 た額に当 病 村に係る老人医療受給 院等につい 平成十九年 省令で定 該 後 8 期 لح 十二月 四条に規定する法令 るところに 口 て受け 高 が 齢 に 行 撂 え 者 た た当 わ げ __ 医 日 対 額 れたときは 療 る合計 ょ 象者であ カン 該 広 り ら平 域 療 算 連合 養 額 定 成 に

その給付額を控除

した額)

が

四百万円を超えるもの

の二百万円を超える部分の

額の

合計額に相当す

る額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額

口 当該後期 高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、 当該市 町村に係る老人医療受給対象者であ

0 て老人保健法第二十八条第一項第二号の規定が適用されるものが平成十九年十二月一 日 か ら平成二

十年三月三十一日までの 間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより算 定

た額のうち、 当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該 療養 に係

る費用 の額 (当該療養 (特定給付対象療養を除く。)につき老人保健法第三十四条に規定する法令に

よる給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法の規定による給付が行. わ れたときは、

その給付額を控除 L)た額) が 匹 百 万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額に相当する

額として厚生労働省令で定めるところにより算定 した額 の合計 額

各後期 高 齢 i 者医療 i 広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計 した額

(法附則第二条に規定する政令で定める日)

第五条 法附則第二条に規定する政令で定める日は、 平成二十五年三月三十一日とする。

(法附則第三条第二項に規定する政令で定める率)

第六条 法附則第三条第二項に規定する政令で定める率は、百分の○・二五とする。

(国の交付金)

第七条 法附則第五条の規定により、 毎年度国が都道府県に対して交付する額は、 各都道府県につき、 当該

年度における病床転換 助 成 事 業 法 附則第二条に規定する病床転換助 成事業をいう。 次条にお 1 て同じ。

)に要した費用の額の二十七分の十に相当する額とする。

(病床転換助成交付金)

第八条 法附則第六条第一項の規定により、 毎年度支払基金が都道府県に対して交付する額は、 各都道府県

につき、 当該年度における病床転換助 成事業に要した費用の額の二十七分の十二に相当する額とする。

(病床転換支援金等に関する法の規定の読替え)

第九条 法附 則第十条 の規定による技術的 読替えは、 次の表 のとおりとする。

る規定 法の規定中読み替え	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十三条第二項	前項	附則第十条において準用する前項

第四十三条第三項	前項	附則第十条において準用する前項
	同項	同条において準用する同項
	この章	同条において準用する第四十五条
第四十四条第二項	前項	附則第十条において準用する前項
第四十四条第三項	第一項	附則第十条において準用する第一項
	次条	同条において準用する次条
第四十四条第四項	前項	附則第十条において準用する前項
第四十五条第一項	前条第一項	附則第十条において準用する前条第一項
第四十五条第二項	前項	附則第十条において準用する前項
第四十五条第三項	前二項	附則第十条において準用する前二項
第四十五条第四項	前三項	附則第十条において準用する前三項
第四十六条第二項	前項	附則第十条において準用する前項
第四十六条第三項	第一項	附則第十条において準用する第一項

延滞金に限る。)		
十条において準用する第四十五条に規定する		
一項に規定する病床転換支援金等及び附則第	よる徴収金	
この法律の規定による徴収金(附則第七条第	保険料その他この法律の規定に	第百六十条第一項
延滞金に限る。)		
十条において準用する第四十五条に規定する		
一項に規定する病床転換支援金等及び附則第	よる徴収金	
この法律の規定による徴収金(附則第七条第	保険料その他この法律の規定に	第百五十九条
第六十一条第四項	同条第四項	
	前二項	第百三十四条第三項
項		
附則第十条において準用する第四十四条第三	同条第三項	
同条において準用する第四十四条第一項	第四十四条第一項	

二項		
附則第十条において準用する第百三十四条第	第百三十四条第二項	
附則第十条において準用する第一号	次の各号のいずれか	第百六十八条第一項
) の		
四十五条に規定する延滞金に係るものに限る。		
支援金等及び附則第十条において準用する第		
期間(附則第七条第一項に規定する病床転換	期間の	第百六十一条
延滞金に限る。)		
十条において準用する第四十五条に規定する		
一項に規定する病床転換支援金等及び附則第	よる徴収金	
この法律の規定による徴収金(附則第七条第	保険料その他この法律の規定に	第百六十条第二項
	受ける権利	
権利	権利及び後期高齢者医療給付を	

附則第十条において準用する同項

保険 者 の合併等の場合における病 床転換支援金等の額 の算定の 特 例

第十条 第二条第 項 (同 項第二号イ及び第三号イを除く。 0 規定 は 法附則第十条にお いて準 用する法

第四 + 条の 規 定に、 よる成立 保 険 者等に係る病 床 転 換支援 金等 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 算 定 \mathcal{O} 特 例 に つ 1 て準 用 す この

場合にお *(* \ て、 第二条第 一項中 前 期 高 齢 者 交付金及び法第三十六条第一 項に規定す る前 期 高 齢 者 納 付 金

等 (以 下 「前 期 高齢者納付金等」 という。 _ とあ めるのは 「法附則第七条第一 項に規定する病床転 換支援

金等 (以 下 「病床転換支援金等」 という。 と 「前期 高齢者交付 金に係る債権 \mathcal{O} 額又は 前 期 高 齢 者納

付金等に係る債務」 とあ る <u>(</u> は 病 床 転換支援金等に係る債務」と、 「次の イ及び 口 に掲げ る額 \mathcal{O} 区分に

応じ、 それぞれ イ及び р П لح あ る \mathcal{O} は 法附 則 第十 -条に お V 7 準 一用する る ロ ロ ー と読 み替えるも 0 とする。

(病床転換支援金等及び延滞金の徴収の請求)

第十一条 第三条の 規定は、 法附則第十条にお いて準用する法第四十四条第三項の規定による病 床 転 換支援

金等及び)延滞. 金 (法附則第十条において準用する法第四十五条に規定する延滞金をいう。) の徴収の請求

について準用する。

(病床転換助成事業に係る支払基金の業務に関する法の規定の読替え)

第	第十二条 法附則第十一名	条第二項の規定による技術的読替えは	たは、次の表のとおりとする。
	法の規定中読み替え	読み替えられる字句	読み替える字句
	る規定		
	第百三十九条第二項	前項	前項及び附則第十一条第一項
		事業	事業(附則第二条に規定する病床転換助成事
			業に密接に関連するものに限る。)
	第百三十九条第三項	前二項	附則第十一条第一項及び同条第二項において
			準用する前項
		高齢者医療制度関係業務	病床転換助成事業関係業務
	第百四十一条第一項	高齢者医療制度関係業務	病床転換助成事業関係業務
	第百四十一条第二項	前項	附則第十一条第二項において準用する前項
	第百四十二条	加入者数、特定健康診査等の実	病床転換助成事業関係業務に係る事項として

病床転換助成事業関係業務	高齢者医療制度関係業務	第百四十四条及び第
	る業務ごとに、その他	
その他	第百三十九条第一項各号に掲げ	
病床転換助成事業関係業務	高齢者医療制度関係業務	第百四十三条
	務	
	期高齢者支援金等を徴収する業	
	第二号に規定する保険者から後	
	付金等を徴収する業務及び同項	
床転換支援金等を徴収する業務	定する保険者から前期高齢者納	
附則第十一条第一項に規定する保険者から病	第百三十九条第一項第一号に規	
	定める事項	
厚生労働省令で定める事項	施状況その他の厚生労働省令で	

第百四十五条第二項	前項	附則第十一条第二項において準用する前項
第百四十五条第三項	第一項	附則第十一条第二項において準用する第一項
	前項	同条第二項において準用する前項
第百四十六条第一項	高齢者医療制度関係業務	病床転換助成事業関係業務
	第百三十九条第二項	附則第十一条第二項において準用する第百三
		十九条第二項
	次項	附則第十一条第二項において準用する次項
第百四十六条第二項	高齢者医療制度関係業務	病床転換助成事業関係業務
	前項	附則第十一条第二項において準用する前項
第百四十六条第三項	第一項	附則第十一条第二項において準用する第一項
	第百三十九条第一項第一号に規	同条第一項に規定する都道府県に対し病床転
	定する保険者に対し前期高齢者	換助成交付金を交付する業務

	第二号に規定する後期高齢者医	
	療広域連合に対し後期高齢者交	
	付金を交付する業務	
	同条第二項	同条第二項において準用する第百三十九条第
		二項
第百四十七条第一項	高齢者医療制度関係業務	病床転換助成事業関係業務
第百四十七条第二項	前項	附則第十一条第二項において準用する前項
第百四十七条第三項	第一項	附則第十一条第二項において準用する第一項
第百四十七条第四項	前項ただし書	附則第十一条第二項において準用する前項た
		だし書
第百四十七条第五項	第一項	附則第十一条第二項において準用する第一項
及び第六項		
第百四十七条第七項	前項	附則第十一条第二項において準用する前項

一号		
附則第十一条第二項において準用する前条第	前条第一号	
十七条第一項		
附則第十一条第二項において準用する第百四	第百四十七条第一項	第百五十条
病床転換助成事業関係業務	高齢者医療制度関係業務	第百四十九条
附則第十一条第二項において準用する前条	前条	
	者交付金	
病床転換助成交付金	前期高齢者交付金及び後期高齢	第百四十八条
同条第二項において準用する第一項の	第一項の	
附則第十一条第二項において準用する第一項	第一項、	第百四十七条第十項
附則第十一条第二項において準用する前項	前項	第百四十七条第九項
附則第十一条第二項において準用する第一項	第一項	第百四十七条第八項

第六十一条第四項	同条第四項	
附則第十一条第二項において準用する前項	前項	第百五十二条第二項
	限る。	
	ては、当該受託業務の範囲内に	
できる。	できる。ただし、受託者に対し	
病床転換助成事業関係業務	高齢者医療制度関係業務	
	受託者」という。)	
	による委託を受けた者(以下「	
支払基金	支払基金又は第百四十条の規定	第百五十二条第一項
病床転換助成事業関係業務	高齢者医療制度関係業務	
)		
(第百三十九条第一項及び第百四十条を除く。		
	この章	第百五十一条

第百五十二条第三項	高齢者医療制度関係業務	病床転換助成事業関係業務
第百五十三条	第百一条第一項に規定する命令	病床転換助成事業関係業務
	は、社会保険診療報酬支払基金	
	法第十一条第二項及び第三項の	
	規定の適用については、同法第	
	二十九条に規定する命令とみな	
	し、高齢者医療制度関係業務	
	同法第三十二条第二項	社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二
		項
第百五十四条	処分	処分(病床転換助成事業関係業務に係るもの
		に限る。)
第百六十八条第一項	次の各号のいずれか	附則第十一条第二項において準用する第二号
	第百四十二条	附則第十一条第二項において準用する第百四

十九条		
	第百四十九条	
又は承認を受けなければならない場合に限る。		
場合(病床転換助成事業関係業務に係る認可	場合	第百七十条第一項
十二条第一項	同項	
	第百五十二条第一項	
支払基金	支払基金又は受託者	第百六十八条第二項
十二条		

(病床転換助 成事業関係業務に関し支払基金が発行する債券に関する事項)

第十三条 第二十八条から第三十七条までの規定は、 法附則第十一条第二項において準用する法第百四十七

げるこの政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 条第一項の規定により支払基金が発行する債券について準用する。この場合において、次の表の上欄 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと に掲

第二十八条	第百四十七条第一項	附則第十一条第二項において準用する法第百
		四十七条第一項
	基金高齢者医療制度債券	基金病床転換助成事業債券
第二十九条	基金高齢者医療制度債券	基金病床転換助成事業債券
第三十条第一項	基金高齢者医療制度債券の	基金病床転換助成事業債券の
	基金高齢者医療制度債券申込証	基金病床転換助成事業債券申込証
第三十条第二項	基金高齢者医療制度債券(次条	基金病床転換助成事業債券(附則第十三条に
	第二項	おいて準用する次条第二項
	振替基金高齢者医療制度債券	振替基金病床転換助成事業債券
	前項	附則第十三条において準用する前項
	当該基金高齢者医療制度債券	当該基金病床転換助成事業債券
	同条第二項	同条において準用する次条第二項

附則第十三条において準用する前条	前条	第三十四条第一項
基金病床転換助成事業債券	基金高齢者医療制度債券	第三十三条
基金病床転換助成事業債券申込証	基金高齢者医療制度債券申込証	
基金病床転換助成事業債券を	基金高齢者医療制度債券を	
基金病床転換助成事業債券の	基金高齢者医療制度債券の	第三十二条
振替基金病床転換助成事業債券	振替基金高齢者医療制度債券	
附則第十三条において準用する前項	前項	第三十一条第二項
基金病床転換助成事業債券	基金高齢者医療制度債券	
附則第十三条において準用する前条	前条	第三十一条第一項
基金病床転換助成事業債券の	基金高齢者医療制度債券の	
基金病床転換助成事業債券申込証	基金高齢者医療制度債券申込証	第三十条第三項
基金病床転換助成事業債券申込証	基金高齢者医療制度債券申込証	

第三十四条第二項	第三十条第三項第一号	附則第十三条において準用する第三十条第三
		項第一号
第三十五条第一項	基金高齢者医療制度債券原簿	基金病床転換助成事業債券原簿
第三十五条第二項	基金高齢者医療制度債券原簿	基金病床転換助成事業債券原簿
	基金高齢者医療制度債券の	基金病床転換助成事業債券の
	第三十条第三項第一号	附則第十三条において準用する第三十条第三
		項第一号
第三十六条第一項	基金高齢者医療制度債券	基金病床転換助成事業債券
第三十六条第二項	前項	附則第十三条において準用する前項
第三十七条第一項	第百四十七条第一項	附則第十一条第二項において準用する法第百
		四十七条第一項
	基金高齢者医療制度債券	基金病床転換助成事業債券

		項第一号
	第二号	附則第十三条において準用する第二号
第三十七条第二項	前項	附則第十三条において準用する前項
	基金高齢者医療制度債券申込証	基金病床転換助成事業債券申込証
	基金高齢者医療制度債券の	基金病床転換助成事業債券の

(病床転換助成事業関係業務が終了するまでの間における法の規定の読替え)

第十四条 附則第十二条の規定により読 み替えら れた法第百三十九条第三項に規定する病床転換助成事業関

中欄に掲げる字句は、 それぞれ同 表 の下欄に掲げる字句とする。

係業務が終了するまでの間に

お

ける法

0

規定の適用については、

次の表の

上欄に掲げる法の規定中同

表の

第百四十二条			第百三十九条第二項
事項		* # #	前項
事項(前期高齢者交付金及び後期高齢者医療	業に密接に関連するものを除く。)	事業(附則第二条に規定する病床転換助成事	前項及び附則第十一条第一項

支援金等及び附則第十条において準用する第		
期間(附則第七条第一項に規定する病床転換	期間の	第百六十一条
第四十五条に規定する延滞金を除く。)		
換支援金等及び附則第十条において準用する		百六十条
徴収金(附則第七条第一項に規定する病床転	徴収金	第百五十九条及び第
を除く。)		
処分(病床転換助成事業関係業務に係るもの	処分	第百五十四条
項を除く。)		
)に係る事項として厚生労働省令で定める事		
以下「病床転換助成事業関係業務」という。		
三項に規定する病床転換助成事業関係業務(
二条において読み替えられた第百三十九条第		
の国庫負担金の算定等に関する政令附則第十		

又は承認を受けなければならない場合を除く。				
場合(病床転換助成事業関係業務に係る認可	場合	項	第百七十条第一	
) o				
 四十五条に規定する延滞金に係るものを除く。				

(後期高齢者医療広域連合の特別会計への繰入れ等)

第十五条 別会計に繰り入れる額は、 法附則第十四条第二項の規定により毎年度後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療に関する特 厚生労働省令で定めるところにより、 令附則第十三条に規定する特定市 町村区

基 域内被保険者につき、 準に 従 1 賦 課を行うこととした場合に得られ 当該: 後期高齢 者医療広域 連合が る当 該 同条 年 度 0 の適用がな 保険料の合計額から令附則第十三条の 7 ものとして令第十八条に 規定、 規定、 する を

適用して令第十八条及び附則第十三条に規定する基準に従い 賦課を行う場合に得られる当該年度 \mathcal{O} 保 険料

の合計額を控除した額 (その額が現に当該年度分の法附則第十四条第二項に規定する減少することとなる

保険料の総額を超えるときは、当該総額)とする。

法附則第十四条第三項又は第四項の規定による負担は、同条第二項の規定による繰入れが行われた年度

健康保険法等の一 部を改正する法律の一 部の施行による高齢者医療制度の創設に伴い、 保険者の合併等の

後期高 場合における前 i 齢者· 交付 期高齢者交付金等の額の算定の 金の額を定めるとともに、 財政安定化基金、 特例、 国の後期高 特 別高 齢者医療給付費に対する負担金等 額 医療費共同事業及び社会保険 診療 \mathcal{O} 類及び 報 酬

支払基金が高齢者医療制度関係業務に関して発行する債券に関し、 必要な事項を定める等の必要があるから

である。